

別紙（第6条関係）

各事業の詳細については「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知を参照。以下本項目において「局長通知」という。）

1 放課後児童健全育成事業

(1) 【基本額】（1支援の単位当たり年額）

区分	登録児童数	補助基準額
1	1人～19人	2,554,000円- (19人-登録児童数) ×29,000円
2	20人～35人	4,676,000円- (36人-登録児童数) ×26,000円
3	36人～45人	4,676,000円
4	46人～70人	4,676,000円-(登録児童数-45人)×67,000円
5	71人以上	2,917,000円

※ 対象は小学1年生から6年生までの全学年とし、登録児童数は年間を通じて平均的な登録児童数とする。

※ 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所

(2) 【長時間開設加算額】（1支援の単位当たり年額）

ア 長期休暇等の間に「1日8時間を超えた部分の合計時間数」を「1日8時間を超えた日数」で割った平均時間に183,000円を乗じて得た額を加算とする。

$$183,000 \text{円} \times \left(\frac{\text{長期休暇等の間に1日8時間を超えた部分の合計時間数}}{\text{長期休暇等の間に1日8時間を超えた日数}} \right)$$

イ 平日に「1日6時間を超え、かつ18時を超えた部分の合計時間数」を「1日6時間を超え、かつ18時を超えた日数」で割った平均時間に407,000円を乗じて得た額を加算とする。

$$407,000 \text{円} \times \left(\frac{\text{平日に1日6時間を超え、かつ18時を超えた部分の合計時間数}}{\text{平日に1日6時間を超え、かつ18時を超えた日数}} \right)$$

(3) 【開所日数加算額】(1 支援の単位当たり年額)

開所が250日を超える日数について、1日19,000円を加算する。ただし、長期休暇等で1日8時間以上開所した場合に限る。

(年間開所日数-250日-長期休暇等に期間中に1日8時間未満の開所であった日数) ×19,000円

(4) 【長期休暇支援加算額】(1 支援の単位当たり年額)

長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する場合に、1日19,000円を加算する。

(長期休暇中に支援の単位を新に設けて運営した開所日数) ×19,000円

2 放課後子ども環境整備事業(1 事業所あたり年額)

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

- ア 局長通知別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合
13,000,000円
- イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分)。以下本項目において同じ。)を含まない場合(アを除く)
12,000,000円
- ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)
12,600,000円

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

- ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合
(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合
2,000,000円
- (イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合
5,000,000円
- イ 開所準備経費を含まない場合(アを除く)
1,000,000円
- ウ 開所準備経費を含む場合(アを除く)
1,600,000円

(3) 放課後児童クラブ障がい児受入促進事業

1,000,000円

(4) 倉庫設備整備事業

3,000,000円

※開所準備経費については令和4年度に支払われたものに限る。

3 放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たりの年額）

(1) 障がい児受入推進事業

1,956,000円

(2) 放課後児童クラブ運営支援事業（1支援の単位当たり年額）

ア 賃借料補助

3,066,000円

イ 移転関連費用補助

2,500,000円

ウ 土地借料補助

6,100,000円

(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業（1支援の単位当たり年額）

507,000円

※(2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときには、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算出された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

4 放課後児童支援員等処遇改善等事業（1支援の単位当たり年額）

(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置

1,678,000円

(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置

3,158,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算出された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

5 障がい児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）

(1) 障がい児を3人以上受け入れる場合

障がい児の受入人数	職員の配置	金額
-----------	-------	----

3～5人	1人	1,956,000円
6～8人	1人	1,956,000円
	2人以上	3,912,000円
9人以上	1人	1,956,000円
	2人	3,912,000円
	3人以上	5,868,000円

(2) 医療的ケア児を受け入れる場合

ア 看護職員等を配置	4,061,000円
イ 看護職員等が送迎支援等を実施	1,353,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）
が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算出された金額に「事業実施
月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

6 小規模放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年額）

1支援の単位あたり年額 608,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）
が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」
を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

7 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置

1事業所あたり年額 1,295,000円

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）
が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」
を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

8 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1支援の単位当たり年額（1）～（3）の合計額

(1) 放課後児童支援員を配置

対象職員1人当たり 131,000円

(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置

対象職員1人当たり 263,000円

(3) (2)の条件を満たす概ね経験年数10以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置

対象職員 1 人当たり

394,000円

※ 1 支援の単位当たりの補助基準額は、919,000円を上限とする。
※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

備考 国が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に合わせて改定を行うものとする。